令和８年度　第２回　碧南市いじめ問題専門委員会

日　時　　令和８年１１月６日（金）
　　午後２時
場　所　　碧南市役所７階　理事者控室

１　碧南市いじめ問題専門委員会委員長の選出

２　協議事項

（１）碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正について
＜資料１＞

（２）教育委員会からの諮問について

（３）臨時委員の任命について

（４）部会の設置と委員および部会長の指名

３　連絡事項

資料１

○碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例

平成28年３月17日条例第12号

碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例

改正

令和８年９月24日碧南市条例第24号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　いじめ問題対策連絡協議会（第２条・第３条）
第３章　いじめ問題専門委員会（第４条～第１２条）
第４章　いじめ問題再調査委員会（第１３条～第１６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　いじめ問題対策連絡協議会

（機能の付加）

第２条　法第14条第１項の規定に基づくいじめ問題対策連絡協議会の機能を、碧南市青少年問題協議会条例（平成元年碧南市条例第47号）第２条に規定する碧南市青少年問題協議会（次条において「協議会」という。）に付加するものとする。

（所掌事務）

第３条　協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、並びに必要な事項を協議する。

第３章　いじめ問題専門委員会

（設置）

第４条　法第14条第３項の規定に基づき、教育委員会に碧南市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第５条　専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、法第28条第１項に規定する調査を行い、調査の結果を答申し、又は意見を具申する。

（組織）

第６条　専門委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第７条　教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を１０人以内の範囲において置くことができる。

２　臨時委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を終了した日をもって満了とする。

（委員長）

第８条　専門委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第９条　専門委員会の会議は、委員長が招集する。
２　専門委員会の会議においては、委員長が議長となる。
３　専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第１０条　委員長は、法第２８条第１項に規定する調査及び当該調査に係る審議を効率的に行うため、専門委員会に部会を置くことができる。
２　部会は、委員長が指名する委員（第７条の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。以下この条において同じ。）１０人以内で組織する。
３　部会に部会長を置き、委員長が指名する。
４　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員がその職務を代理する。
６　部会の会議は、部会長が招集する。
７　部会の会議においては、部会長が議長となる。
８　部会は、部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
９　部会長は、部会の議事を専門委員会に報告する。
（報酬及び費用弁償）
第１１条　委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。
２　臨時委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、委員の例による。
（委任）
第１２条　この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第４章　いじめ問題再調査委員会

（設置）
第１３条　法第30条第２項の規定に基づき、碧南市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第１４条　再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第１項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。
（組織）
第１５条　再調査委員会は、委員５人以内で組織する。
２　委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。
３　委員の任期は、法第30条第２項の規定による調査を終了した日をもって満了とする。
（準用）
第１６条　第８条、第９条、第１１条第１項及び第１２条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第８条、第９条及び第１２条の規定中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月24日碧南市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

碧南市いじめ問題専門委員会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成２８年碧南市条例第１２号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第４条に規定する碧南市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第２条　委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学省策定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月１６日文部科学省策定）及び碧南市いじめ防止基本方針（平成２７年１１月１７日碧南市策定）に基づき、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめ重大事態について、公平かつ中立な調査及び審議を行わなければならない。

（会議の招集）

第３条　委員長（条例第８条第１項の規定により委員会に置かれる委員長をいう。以下同じ。）は、条例第９条第１項の規定により委員会の会議（以下「委員会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ委員会の委員（条例第６条に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（部会の招集）

第４条　部会長（条例第１０条第３項の規定により部会に置かれる部会長をいう。以下同じ。）は、同条第６項の規定により部会の会議（以下「部会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ部会の委員（同条第２項に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（調査審議）

第５条　委員会は、条例第５条の規定によりいじめの防止等のための対策の推進について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) いじめの発生状況

(2) いじめの防止に向けた取組及び対策

(3) その他委員長が必要と認める事項

2　委員会は、前項の規定による調査及び審議のため、児童及び生徒（以下「児童等」という。）並びにその保護者、校長その他学校関係者等に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

3　委員会は、条例第５条の規定により法第２８条第１項に規定する調査について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) いじめに関する事実（児童等の人間関係、児童等への学校の指導、いじめ対策その他学校の対応等を含む。）

(2) いじめの再発防止に向けた対策

(3) その他委員長が必要と認める事項

4　委員会は、前項の規定による調査及び審議のため、関係者（いじめを受けた児童等及びその保護者（以下「対象児童等」という。）、当該いじめに関係する児童等及びその保護者（以下「関係児童等」という。）、校長その他学校関係者等をいう。以下同じ。）に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

5　委員会は、前２項の規定による調査及び審議について、条例第５条の規定による教育委員会の諮問において指定された期間までに、当該調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（部会の調査審議）

第６条　部会（条例第１０条第１項に規定する部会をいう。以下同じ。）は、法第２８条第１項に規定する調査及び当該調査に係る審議を効率的に行うため、前条第３項各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

2　部会は、前項の規定による調査及び審議のため、関係者に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他部会長が必要と認める調査を行うことができる。

3　部会は、委員長にあらかじめ指定された期間までに、前２項の規定による調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

4　部会長は、第１項及び第２項の規定による調査及び審議を終結したときは、条例第１０条第９項の規定により速やかに当該調査及び審議を行った事項を委員会に報告する。

（意見の聴取等に関する協力の要請）

第７条　委員長は、第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に委員会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

２　部会長は、前条第１項及び第２項の規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に部会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

３　前２項に定めるもののほか、委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（対象児童等への経過説明）

第８条　委員会は、対象児童等に第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議の経過を説明するよう努めなければならない。

（報告書の作成）

第９条　委員会は、第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議を終結したときは、速やかに報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、前項の規定により教育委員会に報告書を提出したときは、当該報告書の写しを対象児童等及び関係児童等に交付するものとする。

（報告書の公表）

第１０条　教育委員会は、前条第１項の規定による報告書の提出を受けたときは、対象児童等と協議の上、当該報告書を公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告書の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 報告書に碧南市情報公開条例（平成１２年碧南市条例第２８号）第７条各号に規定する非公開情報が含まれるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が非公開とすることを適当と認めるとき。

（守秘義務）

第１１条　委員会の委員及び部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１２条　委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

附　則

この訓令は、令和８年１０月２９日から施行する。